第二十八条中「用途外使用」を「免税」に改め、同条第二号中「もの」を「もの、同表」に、「及び同表第二四類」を「並びに同表第二四・〇一項から第二四・〇三項まで、第二四〇四・一一号及び第二四〇四・一九号の一」に改める。

第五十四条の十五、第五十四条の十七及び第五十四条の十八中「及び第三項」を「、第三項及び第四項」に改める。

第五十七条第三号中「糖みつ」を「糖蜜」に改め、同条第十号中「第三六〇三・〇〇号の一」を「第三六〇三・五〇号の一」に改める。

第七十五条中「第三六〇三・〇〇号の一」を「第三六〇三・五〇号の一」に改める。

（関税暫定措置法施行令の一部改正）

第三条　関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項ただし書中「令和二年度」を「令和三年度」に、「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同条第四項中「又は英国協定」を削り、「それぞれ当該」を「当該」に改める。

第十六条第二項及び第十九条第四項中「又は英国協定」を削り、「それぞれ当該」を「当該」に改める。

第十九条の八第四項中「又は英国協定」、「それぞれ」及び「、五十二の項及び五十三の項」を削る。

第二十五条第四項の表の二の項中「令和三年三月三十一日」を「当該年の三年後の年又は令和十三年のいずれか早い年の三月三十一日」に改める。

第四条　関税暫定措置法施行令の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第二十三号及び第三項第二十三号中「第七四一九・九九号」を「第七四一九・八〇号」に、「並びに銅製のばね」を「、銅製のばね並びに銅製の鎖及びその部分品」に改める。

第三十二条第二項第三号中「第〇四〇三・一〇号」を「第〇四〇三・二〇号」に改める。

第三十八条第四号中「、第〇三〇五・一〇号」を削り、「及び第〇三〇七・七九号の二の㈠」を「、第〇三〇七・七九号の二の㈠及び第〇三〇九・一〇号」に改め、同条第十三号中「第〇四〇三・一〇号の一」を「第〇四〇三・二〇号の一」に改め、同条第三十五号中「第九四〇一・九〇号の一」を「第九四〇一・九九号の一」に改める。

別表第一の二十七の項中「及び第四四〇七・一二号の一」を「、第四四〇七・一二号の一及び第四四〇七・一三号の一」に改める。

（税関関係手数料令の一部改正）

第五条　税関関係手数料令（昭和二十九年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二の見出し中「災害」を「災害等」に改め、同条第一項中「（災害」を「（災害等」に改め、「する者」の下に「（以下この項において「申請者」という。）」を加え、「が法第二条の三第一項を「又は税関長が関税法施行令第一条の四第一項から第三項まで」に、「特定災害（同項に規定する特定災害をいう。次条第一項及び第十三条の四において同じ。）により相当な被害を受けた地域を指定した日」を「これらの項に規定する地域、対象者の範囲又は期日を指定した日（申請者がこれらの項の規定の適用を受けない場合には、法第百二条の二第一項に規定する災害等が生じた日）」に改め、同条第二項中「、同項」を「、同条第一項第一号」を「法第百二条の二第一項第一号」に改める。

第十三条の三の見出し中「災害」を「災害等」に改め、同条第一項中「（災害」を「（災害等」に改め、「する者」の下に「（以下この項において「申請者」という。）」を加え、「が法第二条の三第一項を「又は税関長が関税法施行令第一条の四第一項から第三項まで」に、「特定災害により相当な被害を受けた地域を指定した日」を「これらの項に規定する地域、対象者の範囲又は期日を指定した日（申請者がこれらの項の規定の適用を受けない場合には、法第百二条の二第五項に規定する災害等が生じた日）」に改め、同条第二項中「（災害による手数料の還付、軽減又は免除）」を削る。

第十三条の四の見出し及び同条第一項中「災害」を「災害等」に改め、同条第二項中「者（」の下に「以下この項及び」を加え、「が法第二条の三第一項（災害」を「又は税関長が関税法施行令第一条の四第一項から第三項まで（災害等」に、「特定災害により相当な被害を受けた地域を指定した日」を「これらの項に規定する地域、対象者の範囲又は期日を指定した日（申請者がこれらの項の規定の適用を受けない場合には、法第百二条の二第五項に規定する災害等が生じた日）」に改め、同条第二項中「特定災害が発生した」を「災害等が生じた」に改め、同項第三号及び第四号中「特定災害」を「災害等」に改め、同条第三項中「特定災害に係る指定地域（法第二条の三第一項に規定する指定地域をいう。第六項において同じ。）に所在しており、かつ、当該特定災害」を「災害等」に、「に当該特定災害が発生した」を「に当該災害等が生じた」に、「当該特定災害が発生した日から当該特定災害が発生した日が属する月」を「同日から同月」に改め、同条第五項第二号及び第三号中「特定災害」を「災害等」に改め、同条第六項中「特定災害に係る指定地域に所在しており、かつ、当該特定災害」を「災害等」に改め、同項第一号及び第二号中「特定災害」を「災害等」に改める。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部改正）

第六条　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）の一部を次のように改正する。

第二条中「補正による」及び「し、その補正をした箇所に押印を」を削る。

（関税割当制度に関する政令の一部改正）

第七条　関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第〇四〇一・一〇号、第〇四〇一・二〇号、第〇四〇一・四〇号、第〇四〇一・五〇号、第〇四〇三・一〇号、第〇四〇三・九〇号、第〇四〇四・九〇号、第一八〇六・二〇号、第一八〇六・九〇号、第一九〇一・一〇号、第一九〇一・二〇号、第二一〇一・一二号、第二一〇一・二〇号、第二一〇六・一〇号及び第二一〇六・九〇号の項、第〇四〇二・一〇号、第〇四〇二・二一号及び第〇四〇二・二九号の項、第〇四〇二・一二号及び第〇四〇二・九一号の項、第〇四〇四・一〇号及び第〇四〇四・九〇号の項並びに第〇四〇五・一〇号及び第〇四〇五・九〇号の項中「令和二年四月一日から令和三年三月三一日まで」を「令和三年四月一日から令和四年三月三一日まで」に改める。

別表第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号及び第〇四〇六・九〇号の項中「令和二年四月一日から令和三年三月三一日まで」を「令和三年四月一日から令和四年三月三一日まで」に、「四八、一〇〇トン」を「五七、三〇〇トン」に改める。

別表第〇七一三・一〇号、第〇七一三・三二号、第〇七一三・三三号、第〇七一三・三四号、第〇七一三・三五号、第〇七一三・三九号、第〇七一三・五〇号、第〇七一三・六〇号及び第〇七一三・九〇号の項中「令和二年四月一日から令和三年三月三一日まで」を「令和三年四月一日から令和四年三月三一日まで」に改める。

別表第一〇〇五・九〇号の項中「令和二年四月一日から令和三年三月三一日まで」を「令和三年四月一日から令和四年三月三一日まで」に、「四、一九五、四〇〇トン」を「四、一五六、七〇〇トン」に、「三六五、二〇〇トン」を「三四七、九〇〇トン」に、「一〇六、六〇〇トン」を「一四五、三〇〇トン」に、「一〇〇、八〇〇トン」を「九二、〇〇〇トン」に改める。

別表第一一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項中「いつて」を「煎つて」に、「令和二年一〇月一日から令和三年三月三一日まで」を「令和三年四月一日から同年九月三〇日まで」に、「二四四、〇〇〇トン」を「二四六、二〇〇トン」に改める。

別表第一一〇八・一二号、第一一〇八・一三号、第一一〇八・一四号、第一一〇八・一九号、第一一〇八・二〇号、第一九〇一・二〇号及び第一九〇一・九〇号の項、第一二〇二・三〇号、第一二〇二・四一号及び第一二〇二・四二号の項並びに第一二一二・九九号の項中「令和二年四月一日から令和三年三月三一日まで」を「令和三年四月一日から令和四年三月三一日まで」に改める。

別表第一八〇六・二〇号の項中「令和二年四月一日から令和三年三月三一日まで」を「令和三年四月一日から令和四年三月三一日まで」に、「八、五〇〇トン」を「六、四〇〇トン」に改める。